

令和 7 年第 2 回定例会 1 月議會提出議案概要書（2）

議 案 目 錄

- 議案第 89 号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
制定のこと
- 〃 第 90 号 明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営
企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正
する条例制定のこと
- 〃 第 91 号 明石市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制
定のこと

議案第 89 号	明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 制定のこと
----------	------------------------------------

1 要　　旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内　　容

- (1) 職員の給料水準を平均 3.2 %引き上げる。
- (2) 期末手当及び勤勉手当の支給率の改定（ともに 100 分の 2.5 の引き上げ）

(参考) 常勤職員の場合

	現行	令和 7 年度 12 月期	令和 8 年度 6 月期以降
期末手当	100 分の 125	100 分の 127.5	100 分の 126.25
勤勉手当	100 分の 105	100 分の 107.5	100 分の 106.25

- (3) 自動車等使用者に係る通勤手当の見直し

ア　自動車等の使用距離が片道 65 キロメートル以上の区分を新設する。

イ　現行の使用距離区分（片道 10 キロメートル以上）の手当額を引き上げる。

- (4) 勤奨退職者に対する退職手当の割増特例の廃止

勤奨退職者の退職手当額の算定に用いる退職時の給料月額の割増を廃止し、定年退職者と同じ算定方法を用いる。

- (5) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日から施行し、2 の(1)及び(3)のイは令和 7 年 4 月 1 日から、2 の(2)の令和 7 年度 12 月期に係る部分の改正は令和 7 年 12 月 1 日

から適用する。ただし、2の(2)の令和8年度6月期以降に係る部分の改正及び(3)のアは令和8年4月1日から、2の(4)は令和9年4月1日から施行する。

議案第 90 号	明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
1 要　　旨	人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。
2 内　　容	期末手当の支給率の改定（100分の5の引上げ） (1) 令和7年度12月期 (現行) 100分の227.5 → (改正) 100分の232.5 (2) 令和8年度6月期以降 (現行) 100分の232.5 → (改正) 100分の230
3 施行期日	公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、2の(2)は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 91号	明石市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
1 要　旨	
国家公務員の取扱いに準じて、本市職員及び職員以外の者に対して支給する旅費の取扱いを見直そうとするもの。	
2 内　容	
(1) 日当の見直し	
日当を廃止し、宿泊を伴う旅行に対して、宿泊夜数に応じた宿泊手当（定額）を支給する。	
(2) 実費支給方式への見直し	
宿泊費等の支給方式を定額支給方式から実費支給方式に改める。なお、宿泊費については、宿泊先の地域の実情等を勘案して都道府県ごとに定める基準額を上限とする。	
(3) 包括宿泊費の創設	
移動と宿泊が一体となったパック旅行に対応する種目として包括宿泊費を創設する。	
(4) 勤務の実態に応じ、自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とする。	
(5) その他所要の整備	
3 施行期日	
令和8年4月1日	